令和6年度　大分県森林環境税に関する意識調査業務委託　仕様書

1　目的

平成１８年度に５年を一期として導入した大分県森林環境税の制度や、森づくりに対する県民の意識を把握し、今後の県森林環境税を活用した施策や当県の森づくり等に活かすことを目的とする。

2　契約期間

契約締結の日から令和６年１１月２９日まで

3　業務の内容および実施方法

(1)委託業務の内容

県民２，０００人、法人１，０００社を対象とした調査票の発送、回収や回答の集計・分析、結果報告書等の作成を行う。

(2)実施方法

調査は、調査対象者全員に依頼状、調査票を配布した上で、各対象者が選択する回答方法（調査票又はWebページ）により実施する。

ア　調査票の発送に関する業務

調査の内容（設問）は大分県農林水産部森との共生推進室において作成したものを使用し、委託業務を請け負った業者（以下、受託者という）は下記の業務を行う。

（ア）依頼状・調査票の作成、回答用Ｗｅｂページの作成・運用

※回答用Ｗｅｂページは、スマートフォン・パソコン等からアクセス可能なシステムとするとともに、調査対象者が重複回答することがないよう措置を講じること。

（イ）依頼状・調査票（５枚程度）の印刷（３，０００部及び予備）

（ウ）調査対象者

大分県農林水産部森との共生推進室において作成した名簿を使用し、当該電子データは、大分県農林水産部森との共生推進室の指示があるまで保管した後、確実に廃棄するものとする。

（エ）調査票の発送に伴う諸業務

宛名シールの作成、封筒（発送用（県準備）、返信用）の印刷、調査票等の同封作業（発送費を含む）。

イ　回答の回収に関する業務

（ア）回答の回収（返送費を含む）

調査票又はＷｅｂページにより、回答を回収する。調査票の返信先は受託者の管理する場所とする。

（イ）回答の保管

回答は、市町村ごと等に編綴し、大分県農林水産部森との共生推進室へ引き渡すものとする（集計したデータも含む）。

（ウ）　問い合わせへの対応

調査の趣旨や設問内容に関する問い合わせは、大分県農林水産部森との共生

推進室において対応し、それ以外の返信方法などに関する問い合わせは、受託者において対応する。

ウ　回答の集計・分析に関する業務

集計方法は、属性（性別、年代、職業、居住地域など）や設問に応じたクロス集計とする。

また、大分県農林水産部森との共生推進室との協議により、必要に応じてウェイトバック集計を実施するものとする。

エ　結果報告書の作成に関する業務

分析結果に基づいた結果報告書（８０枚程度（調査票様式含む））と概要版（４枚程度）を作成し、下記の部数と電子データを大分県農林水産部森との共生推進室に提出する。報告書等は、表やグラフを用いるとともに、分析結果を踏まえた総括（傾向など）を記載する。ただし、集計データ及び簡素な分析結果については、１０月下旬に提出を行うこと。

報告書の作成にあたっては、大分県農林水産部森との共生推進室と協議の上作成すること。

【作成部数】

結果報告書・概要版　各１０部

４　成果物

（１）３．（２）．イで回収した調査票原本

（２）３．（２）．エで作成した報告書及び報告書（概要版）

（３）以下のデータを保存したＤＶＤ

ア　３．（２）．イで回収したＷｅｂ回答の電子データ

イ　３．（２）．ウで回答を集計した電子データ

ウ　３．（２）．エで作成した報告書及び報告書（概要版）の電子データ

５　委託業務のスケジュール

令和６年　８月	調査票の発送
平成６年　９月	回答の回収
平成６年１０月中旬	集計データ及び簡素な分析結果の提出
平成６年１１月下旬	結果報告書・業務完了
平成６年１１月２９日	契約終了

６　著作権等

本業務における成果物の取扱いは、次のとおりとする。

（１）受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する権利を、成果物の引渡しと同時に発注者に無償で譲渡する。

（２）発注者は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できる。

（３）受託者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。

７　その他

（１）業務実施にあたっての留意事項

ア　業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

イ　業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。

ウ　事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。

（２）事業計画

受託者は、契約締結後、「委託業務計画書（別紙１）」を速やかに提出すること。

（３）再委託について

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託すること、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

※「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいう。

（別紙１）

令和　　年　　月　　日

委託業務計画書

大分県知事　　　　殿

住　　　　所
商号又は名称
代表者氏名

令和　　年　　月　　日に締結した令和６年度大分県森林環境税に関する意識調査委託業務の実施計画について、委託契約書第２条第１項の規定により、その計画について関係書類を添えて提出します。

記

１　完了予定年月日　　令和　　年　　月　　日
２　実施計画

月日又は期間	実施内容	備考

以上